

淡路夢舞台植栽管理及び集客促進業務委託事業者再募集要項

目 次

- 1 募集目的
- 2 施設の概要
- 3 植栽管理方針
- 4 本業務の基本方針
- 5 業務範囲
- 6 本業務の提案期間
- 7 運営に関する事項
- 8 経理に関する事項
- 9 管理に関する事項
- 10 事業実施に関する事項
- 11 プロポーザルの実施
- 12 応募者の資格
- 13 応募に関する留意事項
- 14 選定方法
- 15 事業者候補の決定・公表
- 16 協定締結に関する事項

別紙 1 ～ 4

令和 3 年 4 月

株式会社夢舞台

1 募集目的

淡路夢舞台における植栽管理及び集客促進業務（以下「本業務」という。）を効果的かつ効率的に行うため、以下のとおり本業務を委託する事業者を株式会社夢舞台（以下「当社」という。）が募集し、提案内容を総合的に評価し、本業務に最も適した事業者を選定するプロポーザル（公募型提案競技）を実施します。

※「淡路夢舞台における植栽管理及び集客促進業務」とは淡路夢舞台施設の植栽の管理・展示企画及び温室運営を中心とした集客促進等に係る業務をいう。

2 施設の概要

- (1) 名 称 淡路夢舞台
- (2) 所在地 兵庫県淡路市夢舞台2、3、4、5番地 他
- (3) 施設概要 淡路夢舞台植栽管理業務等仕様書（以下、「仕様書」といいます。）を参照

3 植栽管理方針

- (1) 全域
「花と緑のあふれる夢舞台」
豊かな緑に復元した広々とした空間に、四季折々の淡路の花などが咲き乱れる淡路夢舞台
- (2) 各エリア別
 - ①淡路夢舞台公苑
温室：自然と共生するライフスタイルや都市空間の提案、五感に訴える花と緑の空間や花と人、人と人との交流、花と緑に関する学びの場の創出
野外劇場：交流・イベント広場となる緑の空間
展望テラス：自然の恵みである水・光・風・音・香りを体感できる回遊式庭園
 - ②灘山緑地：多様な樹林構成による四季の変化と草木草花

4 本業務の基本方針

次の基本方針に基づき事業計画を提案してください。

- (1) 対象エリアの植栽管理による夢舞台の魅力向上
 - ・花修景デザインや植栽展示による魅力向上
 - ・スケールメリットを活かした管理コストの効率化
- (2) 対象エリアの多彩な取り組みによる夢舞台の集客力向上
 - ・イベントの実施やその効果的な広報活動
 - ・旅行業、交通機関等との連携
 - ・隣接の国営明石海峡公園との差別化を図り、夢舞台施設への集客力向上
- (3) 近隣施設及び花関連施設等との連携による夢舞台の活性化
 - ・国営明石海峡公園、県立淡路景観園芸学校、県立淡路島公園、あわじ花さじき等近隣施設と連携した取り組み
 - ・県内外の植物園やその他施設と連携した取り組み
 - ・ホテル、国際会議場、テラスレストラン&ショップと連携した取り組み

5 業務範囲

事業者が実施する本業務の範囲は、次のとおりとします。

- (1) 全域共通
 - ①花壇、温室等の植栽管理業務（展示企画、設計監理、植物等の調達・展示・維持等）

- ②集客促進に関する業務（イベント開催、広告・広報、近隣施設及び花関連施設等との連携等）
- ③花づくり活動等県民活動支援等に関する業務

（２）温室

- ①入館者受付・案内及びその関連業務
- ②入館料金徴収業務
- ③花卉等に関する講座、教室等の開催業務
- ④入館者の利便を図るための業務
- ⑤その他の業務

※なお、上記業務の内容については、別途当社が定める仕様書に示すとおりとし、これまでの温室コンセプト（名称含む）、企画内容、展示方針を変更することを妨げないものとする。

６ 本業務の提案期間

令和３年７月１日から２年９ヶ月以内の事業提案期間とし、業務の移行期間は２ヶ月程度とします。

ただし、兵庫県の大規模改修等により温室の営業継続が困難となった場合、あるいは、当社が当該施設の指定管理者を継続できなくなった場合は、本業務の期間を短縮することとなります。

また、管理運営の最終年度において管理・利用状況等が良好と認める場合、期間の更新を可能とします。

７ 運営に関する事項

（１）温室の運営に関する事項

①目標入館者数

年間入園者数の目標を１８万人とします。（初年度：１２万人）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止措置などが講じられている場合はその限りではない。

②休館日

事業者は兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則（兵庫県平成１２年３月８日規則第８号）（以下「県規則」という。）に定める休館日及び次の現行休館日を参考に休館日の提案を行うこととし、当社と県の協議により定めます。

ただし、事業者が休館日の変更又は臨時休館を行う必要が生じた場合、事前に当社に申し出、承諾を得ることとします。

a 県規則に基づく休館日

毎月第２木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日）

b 現行休館日

７、１１月の第２木曜日

特別展の準備・撤去作業期間（５日間）

③開館時間

事業者は県規則に定める開館時間及び次の現行開館時間を参考に開館時間の提案を行うこととし、当社と県の協議により定めます。

ただし、事業者が開館時間の変更を行う必要が生じた場合、事前に当社に申し出、承諾を得ることとします。

a 県規則に基づく開館時間

9時から21時までの間

b 現行開館時間

基本：10時から18時

季節延長：夏期（8月中旬<お盆期間>は9時開館21時閉館）

冬期（11月中旬～12月中旬の土日祝日、12月中旬～12月下旬は21時閉館）

※なお、当社が特に必要があると認めたときは、休館日や開館時間の変更を行っていただく場合があります。

8 経理に関する事項

（1）区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な会計の管理を行うこと。

また手持ち現金の取扱いに関する規程を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

（2）委託基本料及び業務委託料の算出

事業者が提案した収支計画における業務委託料収入から温室入館料等収入を差し引いた額を委託基本料とします。

提案された委託基本料及び温室入館料等収入実績額を合わせて業務委託料とします。

（3）業務委託料の支払い

委託基本額は事業者が提案した収支計画における業務委託料収入及び温室入館料等収入に基づき会計年度（4月1日から3月31日まで）毎に、当社と事業者が協議し、年度協定において決定します。

なお、各年度終了時において、収支計画における支出に過不足が生じた場合や温室入館料等収入に不足が生じた場合においても、精算は行わず、年度協定で決定した委託基本料は特別な事情が生じた場合を除き、変更しません。

また、提案された収支計画による委託基本料と当社予算額に差異が生じた場合は、予算に応じて管理水準を見直すことがあります。その際、事業者は予算に応じた管理水準案を作成し、当社に提出しなければなりません。

（4）温室入館料等収入

温室入館料等収入とは施設利用者が支払う次の使用料をいいます（別紙1参照）。

①温室入館料

②施設使用料（結婚式・パーティー使用、結婚前撮使用、業務用撮影使用等）

（5）温室入館料金額の設定

兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例（兵庫県平成11年10月8日条例第41号）（以下「県条例」という。）で定める利用料金基準額（別表1、2）及びその額の範囲に基づき、現行額を参考にするとともに、施設の整備水準、近隣の類似施設等の利用状況を勘案し、提案することとします。

（6）温室入館料の免除基準

当社が示す利用料金免除基準（別紙２）により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することとしますが、減免の補填は行いません。なお、事業者は、施設の有効利用、利用の促進、利用者の利便性の向上、公共性等を考慮し、各種の割引料金を提案することができます。

（７）入館料等の変更

事業者は、特別展の実施、物価の変動、近隣類似施設等の動向を考慮し、県条例に定める範囲内において温室入館料等の変更を提案することができます。

（８）支払条件

本業務に関して、四半期毎に事業者から提出される業務実施状況報告等により実施状況等を確認したのちに業務委託料を支払うこととします。

なお、当社との協議において必要性が認められた場合は前払い金を支払うことができることとします。

９ 管理に関する事項

（１）施設・備品管理体制の確立

①施設・備品の管理について、備品一覧（別紙３）を活用し、適正に管理しなければなりません。なお、備品一覧に記載されている備品のうち一部使用不可となっている可能性がありますので、ご考慮ください。

②維持管理に必要な施設・備品等は無償で貸与します。

③事務室、倉庫、備品等のメンテナンス、修理は事業者が行うものとします。

④事業者が、維持管理業務の遂行上必要なものとして購入した備品は、当社に帰属するものとします。

※備品とは、使用耐用年数が、概ね１年以上にわたり、かつ、購入価格が10万円以上のものをいいます。

（２）人員の配置

業務の遂行にあたっては、花き・樹木等の植物及び温室等の管理業務に相当の専門知識・技術及び実務経験を有する複数の人員を、適切に配置し、円滑な運営に従事させるものとします。

（３）守秘義務

業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。本事業期間が終了した後も同様とします。

（４）個人情報の保護

事業者は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する条例の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護のための必要な措置を講じなければなりません。

事業者が行う、個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。また、個人情報の漏えい等の行為には、同条例に規定する罰則が適用される場合があります。

（５）情報の公開

管理運営事業等に関する文書等の情報の公開については、兵庫県情報公開条例の趣旨にのっ

とり、施設の管理に関して保有する情報について、公開に関する規定を整備する等、情報公開に対応しなければなりません。

(6) 公益通報者保護

公益通報者保護法により、公益通報者に対する不利益な取扱いが禁止されており、また、公益通報に関し、事業者のとるべき措置等を講じなければなりません。

(7) 安全管理体制の整備

日常時の植栽管理作業やイベント時の雑踏整理などにおいて、作業マニュアル等を整備し、利用者、作業従事者等の安全確保を図ることとします。

(8) 危機管理体制の整備

事故発生時や災害発生時の対応として、緊急時の連絡体制や事故防止マニュアルの整備、職員研修、災害発生時を想定した避難訓練等を実施しなければなりません。

(9) 業務の委託

事業者は、事業範囲に記載した業務のうち、全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、事業者が直接処理することが困難な場合又は委託することが本業務の遂行上合理的と認められる場合で当社が認める業務については、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることができます。

(10) 中小企業者等への配慮

再委託を行う場合は地元業者及びシルバー人材センターの活用により円滑かつ効率的な事業実施を図るとともに、中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとします。

(11) 雇用に関する事項

現在植栽管理業務等に従事する者のうち雇用の継続を希望する者については、引き続き雇用するよう努めることとします。

(12) 協働活動の継続

現在温室等で活動しているボランティアや友の会などとの協働活動について引き続き連携に努めることとします。

(13) 関係法令の遵守

事業者は業務を行うにあたっては、関係法令、例規を遵守する必要がある。

(14) 当社事業への協力

当社が実施する省エネルギー活動や美観維持活動、コンプライアンスに係る取り組み等について積極的に協力を行うこととします。

10 事業実施に関する事項

(1) 有益費等請求権の放棄及び原状回復

事業者が自らの負担により新たに施設・設備の整備等を行った場合は、管理運営期間終了時または契約解除時に、当社の判断に基づき①事業者には有益費等請求権を放棄させ、県が引き続きその施設を使用するか、または②事業者の負担による原状回復を行うかのどちらかとなります。

(2) 自主事業の実施

温室内における飲食・物販等をはじめ、館内における入館者の利便性向上のため自主的に行う事業を自主事業とし、施設利用者のニーズに応える、創意工夫を凝らした新しいサービスの提案を求めることとします。

また、集客力の向上や経営の効率化等につながる新たな魅力創出等の一環として、館内の事業と一体的に事業者が館外において自主的に行う事業を提案することもできます。

なお、自主事業（収益事業）に係る光熱水費（実費相当額）は別途事業者負担とし、当社から請求するとともに、施設使用については事業者が別途県に許可申請及び使用料の納付を行う必要があります。

（３）業務実施状況の報告及び確認

①報告

事業者は、業務日報及び業務月報に基づき四半期毎に、業務実施状況を当社に報告するものとします。加えて、会計年度終了後30日以内に、実績報告書及び決算報告書を作成し、当社に提出するものとします。

②自己評価

事業者は、業務実施状況の報告、利用者アンケートの結果等に基づき、自己評価を行い、当社に報告するものとします。

自己評価の結果、事業計画の修正、追加の必要があれば、提案できるものとします。その場合、当社と協議の上、事業計画を修正、追加することとします。

③確認、調査

当社は定期的又は随時に維持管理業務及び運営業務の実施状況を確認（以下、「モニタリング」といいます。）し、必要に応じて実地調査し、又は必要な指示を行うことができるものとします。

（４）財務書類の提出

事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類（会社法第435条第22項に規定する計算書類）を作成し、自己の費用をもって公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度経過後3月以内に当社に提出することとします。

また、当社は当該財務書類を公開できるものとします。

（５）実績評価及び業務委託料の減額、事業契約の取消し

当社は、仕様書における業務の水準を確認するため、事業報告書や実施調査の結果等に基づき、実績評価を行います。

実績評価の結果、業務実施状況が仕様書や協定に定める基準を満たしていない、もしくは事業者が年度当初に提出した業務や目標入館者数等に関する計画に対して良好な結果が得られなかったと認められるときは、当社は必要な改善措置を講じるよう指示し、それでも改善がみられない場合は業務委託料の減額、または契約を取り消すことができるものとします。

また、著しく社会的信用を損なう等により、事業者として相応しくないと認められるときは、当社は事業者との契約を取り消すことがあります。

（６）疑義等についての協議

業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、当社及び事業者は誠意をもって協議するものとします。

(7) 業務の引継ぎについて

本事業期間の終了又は契約の取消しにより、管理運営事業を引き継ぐ必要があるときは、円滑な引継ぎを行わなければなりません。なお、引継ぎにあたり必要な経費は、事業者の負担とします。

また、事業者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

(8) 事業の継続が困難となった場合の措置

①事業者の責に帰すべき事由の場合

事業者の責に帰すべき事由により業務を中断する場合、新たな事業者が選定されるまでの間は、暫定の者に維持管理業務を委託し、それに要する経費は業務委託料の減額・支払停止により生じた額を充てることとします。

また、新たな事業者を選定するために要する経費や業務不履行により当社に生じた逸失利益（運営者の変更に伴う当社負担の増加等）について事業者に賠償を求めることがあります。

なお、当社が指定する者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう引継を行うものとします。

②上記6但し書きによる場合

上記6但し書きにより業務を中段又は終了する場合、これにより事業者に損失が生じたとしても、兵庫県及び当社は補償を行わないものとします。

(9) 事業者と当社の責任分担

委託業務における事業者と当社の責任分担は、次の「責任分担表」のとおりとする。

なお、事業者と当社の責任分担に疑義がある場合、又は責任分担表に定めがない責任が生じた場合は、事業者と当社が協議のうえ、責任分担を決定する。

	項 目	事業者	当社
温 室	利用案内、安全対策、緊急対応、意見聴取、事故報告、利用促進等	◎	
	利用許可（入園受付、会議室の利用許可等）、不許可、取消等	◎	○(不許可、取消等)
	入館料等の徴収、返還、免除	◎	
	休館日、開館時間の変更	◎	
	施設、備品の小規模修繕・補修（1件10万円未満）	◎	
	苦情等へ対応	◎	
	事件、事故への対応	◎	
	植栽管理（植物・資材等調達を含む）	◎	
	広報	◎	○(県広報のみ)
	施設維持保守、清掃、警備、点検、光熱水費の支出等		◎
	大規模修繕・改修		◎
	災害時対応（連絡体制確保、被害調査、報告、応急措置）	◎	○(指示等)
	災害復旧（本復旧）		○
	包括的管理責任（管理瑕疵を除く）		○

11 プロポーザルの実施

本事業に係る事業者の選定は公募型プロポーザル方式で行うこととし、関係法令に定めるもののほか、この募集要項によることとします。

(1) 事務局

兵庫県淡路市夢舞台 2 番地
株式会社夢舞台 業務推進部
T E L 0799-74-1000
F A X 0799-74-1001
E-mail syokusai@yumebutai.co.jp

(2) スケジュール

本事業の事業者選定に係る日程は、次のとおり予定しています。

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ① 募集要項等の配布期間 | 令和3年4月14日(水)～3年5月21日(金) |
| ② 参加表明受付期間 | 令和3年4月14日(水)～3年4月23日(金) |
| ③ 現地説明会 | 令和3年4月19日(月) |
| ④ 質疑書受付期間 | 令和3年4月19日(月)～3年4月23日(金) |
| ⑤ 質疑回答 | 令和3年4月28日(水)(予定) |
| ⑥ 応募受付期間 | 令和3年5月24日(月)～3年5月31日(月) |
| ⑦ 既存資料の閲覧 | 令和3年4月14日(水)～3年5月31日(月) |
| ⑧ 1次審査会(書類) | 令和3年6月上旬 |
| ⑨ 2次審査会(ヒアリング) | 令和3年6月中旬 |
| ⑩ 事業者候補決定・公表 | 令和3年6月下旬 |
| ⑪ 基本協定締結 | 令和3年6月 |
| ⑫ 年度協定締結 | 令和3年7月 |

(3) 募集要項等の配布

募集要項等を次のとおり配布します。

＜配布場所・配布期間＞

・(株)夢舞台 業務推進部 テラス事務所

令和3年4月14日(水)から3年5月21日(金)まで(土・日曜日、祝祭日を除く)の
9時～12時、14時～17時

・当社ホームページ(<http://www.yumebutai.co.jp>)からダウンロードできます。

・応募書類の様式集 Word 版は、事務局 E-mail (syokusai@yumebutai.co.jp) に問い合わせ下さい。

(4) 参加表明書の受付

- ①参加表明書(様式7)を持参又は郵送(書留郵便)にて令和3年4月23日(金)までに必着のこと。
- ②参加表明後であっても、プロポーザルを辞退することができます。また、表明後に変更があった場合、速やかに事務局まで連絡してください。

なお、参加表明書の提出はプロポーザルへの応募の要件ではありませんが、質疑回答等の連絡先として登録します。

(5) 現地説明会

①開催日時

令和3年4月19日(月)14時から～

②開催場所

県立淡路夢舞台国際会議場 会議室及び現地（兵庫県淡路市夢舞台1番地 他）

③現地説明会への参加申し込み等

現地説明会への参加を希望する場合は、参加申込書（様式8）に必要事項を記入し、令和3年4月16日（金）13時までに事務局あて電子メール又はFAXにて送信してください。

なお、当日は、募集要項等の配布はいたしませんので、事前に募集要項等は入手のうえ、ご持参ください。

（6）募集要項等に関する質問事項の受付及び回答方法

①質問受付期間

受付期間は令和3年4月19日(月)～令和3年4月23日(金)必着まで

②受付方法

質問票（様式9）に質問事項を記入のうえ、事務局まで電子メールにて送信してください。

また電話、口頭等による質問は受け付けません。

③質問への回答

質問への回答は、電子メールもしくはFAXにより行います（令和3年4月28日(水)頃までを予定）。

なお、質問者が個別に回答することを求めた質問については、当該質問者だけに回答しますが、募集要項等に示す提案条件に変更が生じる場合などにおいては、当該質問者の了承を得て、当該質問に対する回答書を電子メール又はFAXにて参加申込者に送付します。

（7）応募に関する既存資料を示す期間及び場所

募集要項等の内容の補足資料等を必要に応じて次のとおり閲覧に供します。

① 閲覧期間

令和3年4月14日(水)から3年5月31日(月)まで（土曜日・日曜日を除く）

9時～12時、14時～17時

※準備等に時間を要する場合がありますので、希望日時を事前にご連絡下さい。

②閲覧場所

株式会社夢舞台業務推進部 テラス事務所

（8）応募方法

プロポーザル参加者（以下「参加者」といいます。）は、応募書類を次に従い提出してください。

① 提出期間

令和3年5月24日(月)から令和3年5月31日(月)まで（土・日曜日、祝祭日を除く）

9時～12時、14時～17時

※期間後や時間外は受け付けません。

②提出場所

株式会社夢舞台業務推進部 テラス事務所

※提出書類は必ず持参してください。郵送等による書類の提出は受け付けません。

③応募書類

募集要項及び別添仕様書、様式集に記載の条件を踏まえ、各様式により各資料を所定の部数作成し、提出してください。

応募書類は原則、両面印刷とし、ページ数を入れ、正本は簡易な製本、副本は左綴じにしてください。

応募書類は、図面以外は全てWord又はExcel (Windows版で処理可能なものに限る。) で作成し、図面はPDFファイルとしてCD-Rに記録し、提出してください。

④その他

ア 応募書類の作成に係る費用並びに提出に係る費用は、参加者の負担とします。

イ 応募書類は、返却しません。

ウ 応募書類の記述に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨とします。

エ 応募書類が以下の条件の一つに該当する場合は無効となることがあります。

(ア) 指定する様式・サイズ・枚数などの条件に適合しないもの。

(イ) 記載すべき事項が記載されていないもの。

(ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(エ) 許容された表現以外の表現方法が用いられているもの。

(オ) 虚偽の内容が記載されたもの。

オ 提出される応募書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし、当社は本事業を実施するために必要な範囲において公表する場合、その他必要と認める場合には、提出される書類の内容を無償で使用します。また、審査の必要上複製を作成することがあります。

カ 当社が提示する資料、募集要項等に基づく回答書等は、募集要項と一体となすものとして取扱います。

また、募集要項等のほか当社が提示する資料は、応募に当たっての検討以外の目的で使用しないでください。

キ 提出期限以降における応募書類の差し替え及び再提出は認めない。

ク 参加表明書を提出した者は、この要項の記載内容に同意したものとみなす。

12 応募者の資格

(1) 法人その他法人格を有する団体（以下「法人等」といいます。）もしくはそのグループ

(2) 次に該当する法人等は、応募することができません。

①地方自治法施行令第167 条の4の規定に基づく兵庫県入札参加資格制限基準による資格制限に該当する者

②契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

③会社更生法（平成14 年法律第154 号）、民事再生法（平成11 年法律第225 号）の規定に基づく更生手続又は再生手続を開始している者

④兵庫県から指名停止処分を受けている者

⑤県税、法人税、消費税及び地方消費税等、納付すべき税金を滞納している者

⑥次の各号のいずれかに該当する者

ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前号のいずれかに該当する者

ウ 法人等であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

エ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

オ その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が前各号のいずれかに該当する者

⑦選定委員会委員及び公募事務に関与した者及びこれらの者と利害関係を有している者

⑧兵庫県又は他の地方公共団体を問わず、指定管理者の指定の取消しを受けた者

⑨最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が、資本等の額（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から、繰越利益剰余金及び中小企業においては役員借入金金を控除した額とします。）を上回っている者

⑩最終事業年度以前の3事業年度すべてにおいて、それぞれ資本等の額の20%を超える額の欠損が生じている者

⑪特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第42条に基づき改善を命ぜられている者

（3）共同事業体応募の場合の条件

①複数の法人等が共同事業体を構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負います。

②同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできません。

③単独で応募した法人等は、共同事業体で応募する場合の構成団体となることはできません。

④代表となる法人等及び共同事業体を構成する法人等の変更は、原則として認めません。ただし、共同事業体を構成する法人等については、業務遂行上支障がないと当社判断した場合に限り、変更を認めることがあります。

（4）各業務に当たる者の資格要件

応募企業又は応募共同事業体の構成団体及び協力企業のうちには管理運営の各業務に当たる者として、平成13年度以降に、同種又は類似の施設の維持管理を行った実績を有すること。

※「同種」とは植栽の観賞を目的として利用者から入場料を徴収する延べ床面積2,000㎡以上の観賞用温室を有する施設をいう。

※「類似」とは植栽の観賞を目的とした観賞用温室を有する施設をいう。

13 応募に関する留意事項

（1）接触の禁止

本件業務に従事する職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

（2）応募内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

（3）虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(4) 追加資料の提出等

当社が必要と認める場合には、追加資料の提出、ヒアリングの実施を求めることがあります。

(5) 応募の辞退

応募書類の提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を当社に提出してください。

(6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(7) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属します。

ただし、当社は事業者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用する事ができるものとします。

(8) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却いたしません。

また、情報公開条例(平成12 年条例第6号)の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、公開することがあります。

(9) 事業計画提案書の記載にあたっての留意点

①取組実績等を踏まえ、できるだけ具体的に記載してください。

②業務の内容については、仕様書等を参照してください。

③様式に記載された内容について、提案された内容どおりの実施を保証するものではありません。

14 選定方法

(1) 選定の手順

①資格等の確認及び照会

応募書類提出後、事務局において資格審査を行います。また、書類に記載の内容については、事務局から確認、照会等を行う場合があります。

②審査

資格等の確認後、当社が設置する選定委員会において次の手順で総合的(加算方式)に審査します。

ア 書類審査：事業計画書等による書類審査を行います。

イ ヒアリング審査：書類審査時において選定委員会委員から出た質問や追加資料要求等の準備を行ったのちに、ヒアリングを行います。

(2) 審査の基準

事業者の審査は、別紙4の審査項目等に基づき評価します。

(3) ヒアリングの実施

①日程等

ヒアリングは必要に応じて行う。

ヒアリングを行う場合の日程や追加要求資料等の詳細については、書類審査後にお知らせします。

②方法等

ヒアリングの内容は、応募書類の表現を補足する追加説明及び審査員からの質疑とし、詳細は別途通知します。

③ヒアリング審査に当たっての留意点

- ア ヒアリングでの説明で、事前提出以外の新たな追加説明資料は認めない。
- イ 当日、不参加の場合は審査の対象外とします。
- ウ 当初提案を超える発言は審査対象外とします。

15 事業者候補の決定・公表

選定委員会の報告を受け、当社が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。当社は、この結果を速やかにホームページ等で公表するとともに応募者に通知します。

16 協定締結に関する事項

プロポーザルで優先交渉権者となった事業者候補者と事業協定の協議を行うものとし、協定が締結されない場合は、次席者と協議します。

当社と事業者候補者は業務の実施などに関する細目事項について協議のうえ、本業務に関する協定を締結します。協定は業務委託期間を通じての基本事項を定める「基本協定」と、年度毎の費用等に関する事項を定める「年度協定」とします。

なお、業務内容については事業者候補者の応募書類に記載された提案等を反映しつつ、当社との協議により決定しますが、県への協議を要するものについてはその協議結果を踏まえ決定することとします。

また、事業者候補者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、当社の決定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- (1) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- (2) 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき
- (3) 著しい社会的信用を損なう等により、事業者としてふさわしくないと認められるとき
- (4) 応募資格を喪失したとき

委託基本料について

単位:千円(消費税含む)

年度		平成29年度 実績	平成30年度 実績	令和元年度 実績		
植栽管 理等業 務委託 料	温室	131,962	132,269	130,362		
	温室以外	49,145	49,145	49,145		
	計	181,107	181,414	179,507		
温室利 用料収 入	温室入館料	93,185	93,754	91,912		
	施設使用料	1,517	1,255	1,190		
	計	94,702	95,009	93,102	令和3年度 計画	令和4～5 年度計画
委託基本料		86,405	86,405	86,405	委託基本料 の基準額	75,000 ※1 100,000

※1 令和3年7月～令和4年3月までの9ヶ月分

夢舞台温室入館料等に関する資料

1 温室入館料

(1) 温室入館券(単独)

区 分		基準額 利用形態		基準額との比率	現行利用料金
温 室	大人	個人	1人1回につき 500 円	1.4	700 円
		団体	1人1回につき 400 円	1.4	560 円
	シルバー (70 歳以上)	個人	—	—	350 円
		団体	—	—	280 円

※高校生以下は無料

※「団体」とは、20 人以上の場合をいう。

※「シルバー」とは、70 歳以上の大人をいう。

(2) 国営明石海峡公園と温室セット入館券

区 分		基準額 利用形態		基準額との比率	現行利用料金	〈参考〉 国 営 明 石 海 峡 公 園
温 室	大人	個人	1人1回につき 500 円	1.0	500 円	450 円
		団体	1人1回につき 400 円	1.28	510 円	290 円
	シルバー (65～70 歳)	個人	—	—	660 円	210 円
		団体	—	—	540 円	210 円
	シルバー (70 歳以上)	個人	—	—	350 円	210 円
		団体	—	—	250 円	210 円

※利用料金は、現行利用料金と国営明石海峡公園の合計額

※高校生は、国営明石海峡公園の入園料のみ

※「団体」とは、20 人以上の場合をいう。

※「シルバー」とは、65 歳以上の大人をいう。

2 施設使用料

(1) 結婚式等の利用料金

区 分	利用料金	使用料
結婚式	560円／人	50,000円／回
パーティー(厨房利用含む)	560円／人	50,000円／回
前撮	—	10,000円／回

(2) その他(特別展を除く)

区 分	利用料金	使用料
業務用撮影	700円／人	30,000円／時間

※営利活動と認められるものについては別途施設利用料を県が徴収する場合がある。

温室入館料の減免基準

減免率	利 用 区 分
10分の1	各種団体互助会等の優待割引 コンビニエンスストアで販売する入場引換券 観光情報誌等の割引クーポン
4分の3 (団体)	利用者の主たる構成員（参加者の過半数または主催者）が障害者基本法第2条に規定するもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の公的証明を有するもの）である場合
4分の3 (個人)	障害者基本法第2条に規定するもの（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の公的証明を有するもの） また、その介助者1名は、10分の10とする。
2分の1	70歳以上の者でその身分を証する書面を提示した場合
2分の1	（株）夢舞台が主催または共催するイベントのうち、文化活動及びレクリエーション活動を推進するものに利用する場合 また、このうち特に文化活動及びレクリエーション活動の推進に資すると認められる活動に利用するときは、10分の10とする。
10分の10	県内の大学院、大学、短大、高校、専修学校に通学する留学生で県が発行する「ひょうごカルチャーパス」を提示した場合
10分の10	県が発行する「兵庫県功労者証」を提示した場合
10分の10	「ふるさとひょうご寄附金」への協力者に対して、県が発行する「兵庫県立施設共通ご招待券」を提示した場合 なお、提示者の10名までの同伴者に対しては10分の2とし、減免対象はいずれも常設展のみ有効とする。
10分の10	淡路夢舞台のPR活動に関連する研修等で、県または（株）夢舞台が共催する活動のうち、（株）夢舞台が特に啓発効果が高いと認める活動に利用する場合

※上記以外に減免が必要と認められる場合は別途県と協議のうえ、決定する。

※上記に基づき計算した額に10円未満の端数が生じた場合は切捨とする。

品 目	数 量
平机	20
2人用机	1
エンドテーブル	1
応接用安楽椅子	4
応接用長椅子	1
片袖机	8
チェア(vitra)	2
チェア	54
ステンレスパイプチェア	60
テーブル	17
会議テーブル(三角テーブル)	34
肘付き椅子	44
肘無し椅子	6
センターテーブル	1
ミーティングチェア	16
ワゴン3段	22
演台	1
星形木製ベンチ	4
ベンチ(vitra)	8
パソコンデスク	1
耐火庫	1
両袖机	1
キャビネット	31
クリスタルケース(下置用)	2
スライド扉書庫(下置用)	3
両開き書庫	1
更衣ロッカー(2・3人用)	15
農薬保管庫	3
レジャーコインロッカー	2
軽量棚	11
物品棚	25
ステンレス棚	4
重量パレットラック	1
消化器ケース(屋外オイルタンク分)	1
空気呼吸器保管庫(2台用、上下)	1
ダストカート	5
ワゴンカート	5
くず入れ	1

品 目	数 量
The New Royal Horticultural Society Dictionary of Gardening '92	1
雲南の植物1～3(3巻組)	1
神奈川県植物誌1988	1
原色花卉園芸大事典	1
サボテン科大事典	1
新日本植物誌 顕花編 改定版	1
中国天山の植物	1
中国有用植物図鑑	1
トロピカル・ガーデニング・マニュアル	1
造園ハンドブック	1
世界有用植物事典	1
長野県植物誌	1
サイドテーブル	1
サイドボード	1
展示家具	4
クローゼット	1
フロアーパーテーション	10
ホワイトボード	4
玄関マット	1
32型テレビ	3
洗濯機	1
乾燥機	1
業務用掃除機	6
業務用バキュームクリーナー	2
背負い式掃除機	3
コートハンガー(館長・応接室)	1
傘袋サービス機(エントランスホール)	2
電気湯沸し器(荷受室)	1
コーヒーメーカー(湯沸し室)	1
電子レンジ(温室1階厨房施設)	2
業務用冷蔵庫(養生温室)	1
業務用冷蔵庫(温室1階厨房施設)	1
冷蔵庫	3
冷蔵ショーケース(温室1階厨房施設)	1
製氷機	1
流し台	1
キッチンキャビネット	2
ビジネスキッチン	1

品 目	数 量
照度計	2
デジタルプラニメーター	1
温度計(表面センサー・内部センサー・ACアダプタ付き)	2
アンブレラ(ベース付)	8
工具一式	2
高速切断機	1
卓上ボール板	1
ジグソー	1
電気グライダ	1
バンドソー	1
コードレスインパクトドライバー	1
ジャッキ	1
園芸用粉碎機	1
テラー	1
冷暖房発芽機	1
高圧洗浄機	3
背負い式電動噴霧機(15l)	1
背負式動力噴霧器	1
動力噴霧機	2
自動灌水用コントローラー	6
電動芝刈り機	1
芝刈り機	2
ミキサー	1
ローリータンク(500l)	2
充電式高枝ハサミ	1
水中ポンプ	5
ポット土入れ機(ミニコン、鉢土振動コンベア付き)	1
荷揚機	1
ウインチ	1
空気呼吸器(サブ防災センター)	2
コンプレッサーノリミッター	1
植物運搬用台車(2tトラック用))	10
電動運搬車	2
フォークリフト	3
2tトラック	1
小型四輪貨物車	1
軽トラダンプ	1

※受注者は、契約時に品目、数量を確認の上、齟齬がある場合は報告すること。

審査の審査項目と評価ポイント及び配点

審査項目	評価ポイント	配点	審査資料
1 基本方針	夢舞台全域の植栽管理運営に係る基本方針の理解度、企画力	10	
2 運営体制	業務実施への取り組み体制の充実度	5	
3 管理責任者の業務遂行能力	各管理責任者の実績・技術力	20	
4 業務実績	事業者の同種・類似業務での実績	5	
5 植栽維持管理運営	夢舞台施設の特徴を活かした植栽管理展示の独創性、企画力	30	
6 運営管理	夢舞台の特性を活かし、利用者サービスの向上及び集客促進に繋がる運営管理内容	40	
7 事業収支	収支見込みの妥当性及び健全性	5	
8 経営状況	過去3年間における財政基盤の健全性	5	
9 価格評価	効率的な管理運営によるコスト削減の提案	10	
合計		130	